

## 社会資本整備審議会河川分科会（第12回）議事録

平成16年1月26日

### 1 開 会

【事務局】 まだお見えになっていらっしゃる委員がございますが、定刻を過ぎましたので、ただいまより第12回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を努めさせていただきますでございます。どうぞよろしく願います。

まず、会議に先立ちまして、平成15年7月15日付で臨時委員に御就任いただいた委員のうち、3名の方が本日初めて御出席でございますので御紹介いたします。

#### 【各委員の紹介（省略）】

続きまして御報告でございますが、本日の議題の一つであります「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」を調査審議するため、専門委員として4名の方に御就任をお願いし、河川分科会に属していただくことになりましたので、御紹介申し上げます。

#### 【各委員の紹介（省略）】

また、「阿武隈川等3水系に係る河川整備基本方針の策定について」を調査審議するため、臨時委員として、阿武隈川水系に関して 及び 、番匠川水系及び五ヶ瀬川水系に関して 、五ヶ瀬川水系に関して をお願いし、本日は後ほどそれぞれ代理の方に出席いただく予定でございます。

続きまして、前回の河川分科会開催以降人事異動のございました事務局幹部を紹介いたします。 でございます。

続きまして、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。

最初に議事次第、その後に委員の名簿、それから配席図は前半・後半で若干の委員が交代されますので2種類置いてございます。その下に資料目次がございまして、河川敷地占用許可準則関係で資料1から4までございます。資料2（続き）という大きい判が資料4の下についているかと存じます。それから、阿武隈川等3水系に係る河川整備基本方針の策定に関しまして資料5、資料6が6-1から6-3まで、それから資料7が資料7-1から7-3までございます。さらに、その下に参考資料といたしまして、参考資料1から参考資料6-3まで、それぞれございます。御確認いただいた上、もし不備がございましたら事務局にお申しつけください。

本日の委員の出席状況でございますが、16名の委員の御出席をいただいております。河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していること

を御報告申し上げます。

本日は、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対しまして新たな諮問がございます。大臣等は国会等の所用のために出席がございませんので、 から 分科会長に諮問書をお渡し願います。

〔諮問書手交〕

【事務局】 ここで、 よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 河川分科会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、メンバーの先生方、それから4名の専門委員の先生方、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

日頃から河川行政の推進に当たりまして深い御理解とさまざまな方面からの御指導をいただきまして、まことにありがとうございます。

今日は からお話がありましたように、大きくは二つの議事をお願いしたいと思っております。一つは、今、分科会長に大臣からの諮問書をお渡しさせていただきましたが、「河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」についての議事でございます。もう一つは、阿武隈川、番匠川、五ヶ瀬川、この3水系の河川整備基本方針の策定についてでございます。

河川敷地の占用につきましては、現河川法が制定されましたのが昭和39年でございますが、河川敷地の有効な活用というような趣旨、これは当然河川の敷地でありますから空間的には河川の洪水を安全に流下させるという意味があるわけでありまして、ふだんの河川敷地の環境に配慮した利用という要請が非常に強くなってきたという時代背景もございまして、昭和40年に最初の許可準則が建設事務次官の通達として発せられたわけでございます。

その後、平成6年に、河川敷地の利用の需要の増大、それから多様化にこたえるべく、改正を行っております。

さらに平成11年には、占用許可を与えるに当たりまして、地元の市町村等の意見を聴取する制度を新たに設けたわけでございます。それから、占用の内容の細かいところについては市町村等に裁量をお任せするという趣旨から、包括占用制度の創設ということで、言うなれば抜本的な準則の改正を行ってまいりました。

今般、国土交通省になりましてから初めてとのことでありますが、最近では都市再生における河川空間の活用という要請が非常に強くなってきておりまして、都市河川の中での活気を取り戻していくために河川空間を上手に利用していこうという話でありますとか、一方、「地域再生」という言葉が出てきておりますが、この地域再生につきましても、地域でいろいろなアイデアを出して再生を図っていこうという中で、さまざまな規制についての緩和の提案をいただいているわけでございます。

一方では、この通常国会に国土交通省として景観・緑三法の制定あるいは改正の法案を提案する運びになっておりますが、これらの中でも河川の景観あるいは緑の中での位置づけ、あるいは占用許可がそれに与える影響等に配慮いたしまして、新しい法律との整合を図っていかなければならないという話がありまして、今般、その見直し方針について御審

議いただきたいという趣旨でございます。

二つ目の話につきましては、検討小委員会で検討を重ねていただきましたが、阿武隈川等3河川の基本方針について御審議いただきたいという趣旨でございます。

今年になって初めての分科会でございますが、今年も先生方からのいろいろな御指導を賜りまして、広く国民のために役に立つ河川行政の展開に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 それでは、分科会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議 事

(1) 河川敷地占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか

【分科会長】 それでは、始めることといたしましょう。

本日は、委員の皆様には御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今、からお話がありましたように、今日の議題は大きく二つあります。第1議題が諮問事項となります。全体の段取りとしては、第1議題の占用許可準則の見直し関係についておよそ1時間、基本方針について後半の1時間ぐらいを想定しながら進めたいと思っております。もう一度申し上げますと、第1議題は「河川敷地の占用許可準則の見直し方針はいかにあるべきか」ということでございます。諮問の趣旨は からおよそのお話がありました。河川の占用制度等につきまして事務局からまず御説明をお願いいたします。

【事務局】 諮問の趣旨につきましては先ほど から申し上げたとおりでございます。参考資料-1に諮問書がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

今回は第1回でありますので、既にお詳しい方もいらっしゃると思いますが、占用制度の概要からざっと御説明させていただきたいと思っております。

まず資料1をお開きいただきたいと思います。制度の概要でございます。

1-1ページですが、法律の根拠としましては、河川法の24条に「河川区域内の土地を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない」とありまして、そのほかに、工事が伴う場合、工作物の設置等が伴う場合には河川法26条の許可も必要とされているということが書いてございます。

準則ですが、実際の許可をするに当たって、先ほど が申しましたように行政側の準則を昭和40年に制定しておりまして、数次にわたって改正しております。現在の準則は平成11年のものでございまして、ここに準則の目的と書いてございますが、「治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適用な利用を図られるよう」ということ、いわゆる治水・利水・環境に配慮しつつということを書いてございます。後ほど出てきますが、当初のものは非常に厳しゅうございまして、洪水の流下中心でありました。かつ、「一般公衆の自由な使用」ということを言っておりましたので、原則として占用は認めないということでありましたが、それを逐次改正しているということでございます。

1-2ページをお開きいただきたいと思います。占用許可の基本方針として公共性に配慮する。河川については河川法で公共用物という規定がございますが、公共のもので

ざいます。占用というのはある程度排他的に、かつ継続的にその土地をある人が利用するということでありますので、これについては公共とのバランスを考えながらやっていくということでございます。

(3) 占用主体及び占用施設です。ここからは具体的な話ですが、占用主体と占用施設について準則で規定しております。占用主体につきましては第六のところですが、国又は地方公共団体、それから特別な法律に基づく法人、それから三号で公益の事業者、四号で水防団体、公益法人その他これらに準ずる者、そして都市計画の市街地開発事業を行う人。それから、六の船舶係留施設等につきましては、水面の利用調整に関する協議会において認められた方であれば公的主体以外の方も認めると言っています。そのほかに、後で施設等の関連が出てきますが、通路又は階段のように住民や事業者の方を想定しているものについては、そういう人も認める。また、グライダーとかモトクロス場等については非営利の愛好者団体も認めているという主体についての特例がございます。

占用施設につきましては一から六号までございます。まず地域住民の福利厚生のために利用する施設ということで、公園、緑地又は広場、スポーツ施設、キャンプ場等のレクリエーション施設、自転車の歩行者専用道路を認めております。

二号として公共性又は公益性のある事業ということで、典型的なものが鉄道や道路の橋梁ですけれども、トンネル、堤防の天端又は裏小段に設置する道路(縦断方向)、それからその他よくあります水道や電線等、こういう公益事業のものであります。そのほか、水防関係の倉庫等、水防活動のために必要なものを認めております。

三号として河川空間を活用した街づくりに関する施設ということで、遊歩道、階段等の親水施設、それから河川上空を使う病院とか学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設との連結又は周辺環境のために設置されるものを認めています。また、道路又は駐車場のうち地下に設置されるものを街づくりの観点で認めております。

四号は河川水面の利用の関係で、水上交通のための船着場、船舶係留施設又は上下架施設、港湾関係の施設を認めております。

五号は、ここに住んでおられる住民の方のために、例えば通路又は階段。個人の家が入口になっているような場合等、やむを得ないと認められる場合については、通路又は階段を設置しております。採草放牧地については、そこで放牧等をしておられる方については認めておりますけれども、環境との関係もありまして、今は新規はあまり認められていないという実態でございます。それから、排水のための施設がございます。

最後に六号で、周辺環境に影響を与える施設ではあるのですが、市街地から遠隔にあり、他の利用が阻害されない場合に限って、必要最小限、例外的に認めている施設として、グライダーの練習場、モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場を認めております。

なお書きに書いてありますが、駐車場についてはこれらと一体となす場合に認めている。さらに、売店、トイレ、休憩所、ベンチ等についても、一体となす場合、例えば公園の施設等の運用の場合に認めていて、単体では認めていないというのが現在の状況です。

1 - 4 ページですが、一般原則として、治水上、利水上の基準に抵触しないもの、支障を生じないものでなければならぬと書いていまして、一から五まで書いていますが、例えば河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。例えば、占用の物件がそのまま残っておりますと、流されて下流の橋を壊したりということがございますの

で、例えば可搬式とか転倒式のものにしてもらうという条件を課しております。また、河川について、五に書いてありますが、原則として河川の縦断方向に設けないという規定もございます。

そして(5)は河川整備計画等との調整、さらに(6)で景観への配慮、周辺の土地利用との調和、環境との調和等々の規定がございます。

期間につきましては、10年以内、一部については5年以内ということで運用しております。

1 - 5ページですが、(8)が一時占用です。以上、比較的長期の占用を想定しておりますが、例えば花火等のイベント、それから季節的な漁業等のために必要なものについては一時占用ということで、期間を限ったもの、これらの準則によらないものを認めているという例でございます。

それから、(9)の包括占用許可制度は、11年の改正のときに創設したのですが、地方分権に配慮して、市町村が占用区域内でレイアウト等のある程度自由にしてもらうということで占用許可制度を設けております。ただ、包括占用許可制度ができたんですが、あまり活用されていないということもございまして、これをどうしていくかということも今回お願いしたい課題でございます。1 - 6ページに詳しい資料をつけてありますが、包括占用許可制度といいますのは、まず両方で協議して場所を決めまして、4のところですが、包括占用区域が決まりますと、具体的な利用計画については市町村が自ら決めていただき、その上で市町村が占用される施設の設置者に対して使用させるということでもあります。

イメージ図が1 - 7ページについていますが、こういう形で包括占用区域全体を市町村の方でとっていただきましたら、地域活性化の観点からこういうふうに使えますよということを行っています。数年間やってきましたが、まだ全体で数件程度とあまり使われていないところですので、この辺は、原因を分析しつつ、また見直し策を考えたいと思っております。

最後に1 - 9ページです。占用した場合、土地の占用料がありますので、これについて御説明したいと思います。これは実は占用の準則の外の制度といいますか、別途、法律上の制度でございますので、準則の見直しの話ではございませんけれども、参考に入れさせていただきます。これについては、河川法の32条に「都道府県知事は、流水占用料、土地占用料等を徴収することができる」となっておりまして、今回の場合は土地占用料が中心ですが、これについては都道府県の収入になることになっております。この基準については、政令に高過ぎず、安過ぎずという規定が書いてございます。実際の単価の例が書いてありますが、年間で㎡当たり210円、ですから100㎡で2万1,000円とか1万6,000円ぐらいということで、安いのではないかとこともありますが、これは固定資産税評価額に沿って、周辺の地価に応じてつくっております。ただ、水をかぶる土地はそういう評価の際に非常に下がってくるので、通常の10分の1とか、はるかに安い値段になっているということでございます。なお、この収入については、河川の管理に要する費用に充当するよう特段の配慮をするというお願いをしているということでございます。

以上が資料1の説明でございます。

次に資料2をごらんいただきたいと思っております。資料2は、河川の占用許可の運用の実態でございます。

資料 2 - 1 ページにございますが、全国の一級及び二級河川の面積が 98.6 万 h a ございまして、現在、民地は 13 % 程度で、87 % が官有地でございます。この官有地のうち一級河川が 80 % を占めていまして、一級河川のうち主として占用の対象となるいわゆる河川敷、高水敷については 12.1 万 h a となっています。

2 - 2 ページをごらんいただきたいと思えます。既にお詳しいとは思いますが、下の方に河川法の規定がございまして河川区域の概念図をつけております。1 号地と言っているのが低水路、水が流れるところです。2 号地が堤防等の河川管理施設の土地。主として占用の対象となるのは 3 号地ですが、高水敷の部分、いわゆる河川敷の部分でございます。2 - 1 ページにありますように、3 号地については約 12.1 万 h a で、約 18 % を占めているというのが実態でございます。

このうちのどのくらい占有されているかというのが 2 - 3 ページになります。河川敷地の占有状況ですが、平成 14 年における全国の占有面積は 3.9 万 h a であります。これは、3 号地、先ほどの河川敷ですが、その 32 %、河川敷全体の 6 % に当たりまして、大体 3 割ぐらいが占有されていて、7 割ぐらいが占有されていないということでございます。

下にグラフがついていますが、公園・緑地が約 24 %、運動場等が約 11 %、ゴルフ場等昔認めたもので残っているのが 4 %。農地については、明治 29 年に旧河川法を制定した際に、昔からそこで農業をやっておられた方々について、旧河川法では私権の排除をしましたので、これを徴収した上で占有権を与えて耕作を引き続きしてもらうようにしたということがございまして、これが現在まで残っているものがあります。採草地についても主としてそれでございます。採草地は現在準則上に入っておりますので、河川法制定後のものもございまして、大半は従来からやっておられる方でございます。こういった農地、採草地が合わせて半分ぐらいあるというのが実態でございます。

次の 2 - 4 ページを見ていただきますと、推移がございまして、農地等、いわゆる田畑、採草地は少しずつ減っております。これは河川管理者が買いましたり、農業をおやめになったりということで少しずつ減っております。一方で公園・緑地が増えているところでございます。

資料 2 の続きとして大きな写真集をつけております。これはイメージをつかんでいただくためにつくったものですが、最後の方になってつくりましたので、東京周辺だけになっておりまして、東京周辺の最も利用が進んでいる地域とさせていただければと思います。必要によっては、次回以降、もう少し地方のもの等の資料を加えていきたいと思っておりますが、イメージをつかんでいただくという意味でつくりました。

大きな資料の 2 - 5 ページに荒川の利用状況がございまして、ごらんのとおり、緑地公園がありまして、ゴルフ場はこれの中では比較的上流の方に幾つか残っているものもございません。

次のページからざっと見ていただければと思えますが、荒川小菅緑地公園、グラウンド、掘切船着場等の図がございまして。

2 - 7 ページは多摩川ですけれども、多摩川の二子玉川周辺の緑地運動場とか川崎の緑地等が出ています。

2 - 8 も同じところですが、違う角度になっておりますが、同じような地域の図です。

2 - 9 ページからは江戸川の図がございまして、江戸川区でつくられました菖蒲園、運動

公園、ポニーランド等がございます。ポニーランドの写真は2 - 11 ページに詳しく出ています。ポニーランドの柵等は可搬式になっていまして、洪水等の際には上から外して外へ持っていけるような形になっております。

2 - 12 ページも、同じような写真です。ポニーランドとか菖蒲園の同じような写真が続いて恐縮です。

最後の2 - 13 ページには江戸川の上流の方にありますサイクリング道路の写真を載せていただいています。占用のイメージをつかんでいただくためにおつけしました。資料集は、次回、もう少し充実させたいと思っています。

それから、資料3、これまでの制度の変遷についてでございます。3 - 1 ページを見ていただきますと、当初、昭和 40 年に施行されたときの説明で、当時、国会等でいろいろ議論がございまして、占用準則をつくることになったという説明でございます。

そして、2の(2)に書いていますが、基本方針のところでは原則として河川の占用は認めるべきではないということで、やむを得ない場合のみ、治水上、利水上、支障を生じない場合に認めていこうということで、非常に制限的な運用であったということでございます。

その後十数年間は見直しをしませんで、58 年に見直しをしております。3 - 2 ページです。この際は都市部における緑の充実という観点から少し見直しがなされていますけれども、抜本的な改正ではなかったということでございます。

それからまたかなりの時間がたちまして、現在のものに近くなってきたのが平成6年でございます。河川の目的に環境を入れるのは平成9年の法改正で、その少し前ですが、当時から環境について認識が高まってきたということで、当時の河川法の改正を先取りする形で準則の全面改正がなされまして、利用の増大・多様化、河川環境を形成する視点を入れております。今回のものに比較的近くなっております。

そして、3 - 4 ページですが、平成11年に見直しをしております。これは20世紀が終わりまして21世紀を迎える時期でありましたし、「川の365日」と言っていますけれども、洪水のときも普通の平穏なときも含めて河川の活用をしていこうということで幾つかの改正をしております。

以上がこれまでの概要と経緯でございます。先ほど申しました都市再生、地域再生、それから景観の観点も新しく入ってくると思いますが、今回見直しをしていこうということで、私ども、河川管理をしております地方整備局、そして都道府県に対して見直しについての提案を求めまして、その結果をまとめたのが資料4でございます。

見直しのやり方については整備局とか都道府県の河川管理者に聞いております。これも一般から募集すべきだという意見もあるかと思いますが、ある程度熱心なものについては当然整備局等に御相談があると思いますので、整備局や都道府県に御相談があって、ある程度やれそうなものについて今回の提案になっているということでございます。実はこの中には賛否両論あるものも入っております。あるものについて、やるべきだと言う人もいるし、まだまだ心配だという方もありますので、そういうものとして見ていただければと思っております。

4 - 1 ページからざっと見ていただきたいと思います。まず占用主体でございます。従来から公的主体を中心にしております。民間主体については、例えば、営業権等が発生

して後々更新をお断りすることが難しくなったりするという事情もございまして、非常に慎重に扱っています。片や都市再生については民間の役割がかなり大きいということもありまして、認めるべきであるという意見もございまして、

それから、例えば地元の同意を得ている場合には認めてはどうかというような にあるような意見もございまして、

また、にぎわい創出やまちづくりの活性化に貢献する事業を認めるという御意見。

それから、 、 、 にありますが、NPO法人が今あちらこちらでできておりますので、河川管理の増進に資する事業を行うNPOに認めたらどうかとか、占用物件の撤去、原状回復まで確実にを行うようなことが担保できればいいのではないかと、河川の美化を目標とするもの、また環境関係のものについては認めていいのではないかとということもあります。

それから、簡易な船舶の係留施設を暫定係留施設として 10 年間程度認めていまして、これについては公共の整備主体しか認めていないのですが、民間についても認めてはどうかという御意見がありました。

主体については以上のような議論がありました。

今度は占用施設についてですが、これはたくさんございます。

まず、ヘリコプターの離発着場が特に都市部では場所が少ないということもございます。これは防災用に限定すべきか、民間とか報道等についても認めてもいいのではないかと、という御議論がありました。

それから、防災倉庫。現行の規定で水防の倉庫は認めているのですけれども、昨今の大地震のおそれ等も考えまして、消防・防災用の倉庫を認めていいのではないかと、という御意見がございました。

それから、トイレ・売店・休憩所等。先ほども申しましたように現在は公園等と一体であるものは認めているのですが、個別のものも管理の体制がしっかりできれば認めていいのではないかと、という御意見がございました。

それから、売店、オープンカフェ等。これについてはかなり民間中心になると思いますが、これについてもにぎわいの観点から認められるものがあるのではないかと、という御意見がございました。

街路灯・防犯カメラ。これは主として堤内地側ですけれども、堤防の裏小段等に防犯用の施設をつくってほしいということで、最近の治安の悪化という背景もありまして、認めていただきたいという要望が結構ありました。

それから、舟運関係の料金所、案内所、観光表示看板、案内板、記念碑等については、ビジネスとしてやるのはなかなか難しいようですが、船着場を整備して、地域おこしの観点を舟運をやるうという方が結構いらっしゃいますので、そういうものについて関係の施設を認めてよいのではないかと、という御議論がありました。

それから、花壇ですが、これも公園の一部では認めているのですが、単独で花壇を認めてはどうかという御意見。

それから、梁というのは川を塞いで魚をとる施設です。これについては、今は一時占用で認めているのですが、通年で認めていただけないか、そうすれば観光資源等にもなるということで、認めてほしいという御意見がありました。

それから、慰霊碑とか石碑、神社、地蔵等。例えば治水神社とか、川の中にないと意味がないような神社もありまして、旧法時代から施設は存在しているのですが、現在は占用許可を出しておりませんので、形式上は不法占用になっています。これをどうするかという問題がございます。

水田・畑については、旧法時代からの占用が続いているわけですが、これについてどんどん認めていってはどうかという御議論もありました。

駐車場ですが、今、公園等と一体のものは認めているのですが、それ以外のものについて駐車場を認めてはどうかという御意見もあります。片や、公的主体がつくったものでありまして、平成 10 年の洪水では、車を移動する前にどんどん大量の車が流されたという事例もありますので、これについてどう扱うべしかという議論がございます。

駐車場のほかに駐輪場も認めてはどうかという御議論もあります。

それから、家庭菜園。畑とまではいきませんが、皆さんが使われるささやかなものについて、例えば公的主体がトータルでやって、一部を個々の家庭に使用させていくようなことができないかという御議論もございます。

これらはそれぞれ賛否両論があるのですが、売店・オープンカフェ等については営業権の問題があって既得権益化することは非常に難しい問題があるとか、駐車場については安全面で慎重にとか、家庭菜園についても不法工作を認めることになりかねないということ、これについて慎重な意見があったということでございます。

以下は簡単に説明しますが、意見聴取制度でございます。これは、前回から分権の関係で自治体の意見を聞いておりますけれども、少し簡略化できるのがあるのではないかと議論であります。

次の 4 - 3 ページの簡素化についても同じような議論でございます。特に電子メール等を活用できないかということです。

それから、一時占用についてももう少し明確化できないかとか、占用期間についてももう少し長くできないかということ。

それから、包括許可制度については、周知不足ではないかとか、メリットをもう少し増やせないかという御議論があります。これについては我々事務局でももう少し詰めてみたいと思っております。

以上が概略でございますが、詳しい内容は、別途、参考資料 4 の方に全体の御議論をさせていただきます。

以上が本日の概要の説明でございます。

今日が第 1 回でございますが、今回の御議論をいただきました上で、次回は基本的な考え方のようなものをお出ししまして、次の次ぐらいで煮詰まっていけば準則の見直しについての原案を出させていただきます、ある程度の案が固まった段階で、最近の仕事のやり方ですが、パブリックコメント、一般の方の御意見も聞くという手続を踏みまして、最終的にはできれば半年ぐらいのうちに詰めていきたい、その上で準則の見直しの通達を出していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

今、お話がありましたように、本件は次回以降も継続的に本格的に審議をしていきたい

と思いますが、今日の段階でとりあえず御質問なり御意見があれば、どうぞ御自由にお述べください。どなたからでも結構です。

【委員】 この問題は、いろいろなところから根本的な意見が出てくるべき話題だと私は思っておりますけれども、最も根本的なことは、もし高水敷ということが中心だとすると、高水敷に関しては、環境管理計画、空間計画の領域で、ゾーニングができていない川とできていない川とあるんです。例えば鶴見川なんかはできていないのですけれども、そういうところでも占有はどんどんやっているわけで、ゾーニングができていない段階で占有に関する準則がいろいろな形で緩和されますと、これ以上スポーツ広場を広げられたら緑が何も無いようなところが何カ所もあるんですけれども、それが是認されたり、さらに拡大するようなことが当然起こってきてしまうので、都市計画に市街化調整区域と市街化区域の線引きがあるのと同じように、高水敷もそれをやらなければだめなんです。

さらに、緑の関連の生物多様性等のいろいろな動きからすると、ここは保全地域にするという河川管理者としての見識を示さなければいけなくなると思うんです。国際的に非常に困ったことにもなる。いわゆるリパリアンゾーンというのは特殊な生態系として湿地生態学なんかでは本当に特別な扱いを受けるところですので、その配慮なしに準則を緩めるようなことをやると、予想しないところから根本的な批判が来るかなと思うんです。高水敷の扱いについて、河川管理者として、ここは利用の場に供するけれども、ここは当座はしないという仕切りが果たしてできるかできないか、そのあたりがうんと気になります。

【事務局】 先ほど御説明しましたが、準則の中にも河川整備計画、これは昔の工事实施計画もみなして入っておりますので、そういうものの中で例えばゾーニング等がなされていけば、それに配慮してやることになっていきますから、そういう意味で制度的な担保はあるつもりでございます。特に景観とか、そういうものについては今後景観についての法制等ができれば、そういうものも整備計画に取り入れていく、もし整備計画が追い着いていないものがあれば、そういうものを追い着かせた上で整備計画に沿って準則を運用していくということで対処したいと思います。個別にはまた個々の事務所で個別に判断することになると思います。

【委員】 日本国は生物多様性条約を批准しておりますので、それに沿って国家戦略があるんですけれども、今、環境省が推進している国家戦略は、私から言わせると要素論的なアプローチで、ランドスケープが扱われていないんです。「里山」と言うので、里山の生物多様性を守ることにについては、かなりいろいろなことを考えておられるように見えるんですけれども、里山主義者のかなり熱心な学生を一度鶴見川の高水敷に連れて行って、ここはアシ原だけれども、里山主義でいうとここは何と云うのかと聞くと、わけがわからんと。実は、「里山」でくくられてしまう今の環境省のアプローチで都市域をやられますと、川辺の湿地帯は生物多様性の重要配慮対象から外れてしまうんです。これは河川管理者がやらないとだめで、河川管理区間、河川空間に関しては、生物多様性国家戦略を受ける枠組みは環境省ではなくて国交省が独自にやらなければいけない。多分そうだと思います。そうしないと国際的に非常に恥ずかしい枠組みになってしまうと思っています。

だから、緑とか景観とか、その言葉を使うか使わないかは別ですけれども、生物多様性拠点とか景観拠点というものを入れないと、後で、どうなっているのということになるような気がします。そのあたりをぜひ検討していただきたいと思います。

【分科会長】 占用許可をしない基準を含んで考えるということで、重要な御指摘だと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

先生、どうぞ。

【委員】 お話を伺っていると、動機としては都市再生ということが背景にあって占用許可基準を見直すということだと思えますけれども、私が個人的に体験しているところでも、いわゆる産業界の要請に基づいているいろいろな改革が進んでいる。しかも、内閣機能が強化されて、官房経由でいろいろな圧力がかかってくるようなところがあって、「改革」の名のもとに、よいことも行われるのですけれども、筋が通らないような改革も随分あって、それが法律レベルで具体化している例を目の前で見せておまして、平成13年のPFI法の改正も多少はそういう例かなと思っています。あるいは、私は1年半ぐらい司法制度改革をやっていたんですけれども、これもかなりめっちゃくちゃな改革で、すごいな、世の中が変わるときというのはこういうものかなと思って見ていたんです。

そういうことで、先ほど来、民間主体に占用を認めるかどうかというお話がございましたが、お話を伺っている限り、まだかなり牧歌的な感じなので、そんなに心配しなくてもいいのかなと思います。しかし、来るときはガツと来るので、基本的には、弊害がない限り、かなり自由に多様な利用の仕方を認めればよろしいのですけれども、最近の改革は弊害があったって認めてしまうことが多いんですね。そういうことはあまり気になさらないみたいなので、とても心配に思っています。

したがって、仮に民間に占用を認めるとか許可基準を緩めるといったときに、緩めてもいいのですけれども、大元のところ、許可基準について公益性を担保するとか、許可要件の中にちゃんとそれが残るような仕組みにするとか……。あるいは、手法で言うと、許可という形の中にたしか包括的な占用制度ですと契約もありますけれども、契約もちょっと危なくて、これも例えば途中解除ができるとか、あるいは監督ができるとか、そういう規制が入っているという形で最後のところでとめておかないと、とても危ないと思っていますので、その点はどうぞ注意してやっていただきたいと思っています。

それから、理屈の面でいいますと、地方自治法の公の施設については指定管理者制度ができて、今まで民間に契約でやっていたものを今度は公権力の担い手にするという仕組みができましたね。ああいう制度も一つ割り切ったあり方としてあるので、そういう点はぜひ慎重に頑張っていたいただきたいと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 今回審議をお願いしますが、私どもは基本的に、占用の問題は慎重にやるつもりでございます。今回もお願いしますが、ドツとやるようなイメージをお持ちになって後でがっくりされてもあれなんです、我々としては慎重に、ステップ・バイ・ステップで、確認しながら進めていきたいと思っておりますので、そういうものとして御理解いただきたいと思えます。

それから、先ほどちょっとおっしゃいました地域再生の動きも多々ございまして、内閣を挙げて、あと2～3カ月で仕事をするとか、いろいろ言っておられますが、これらについても、私どもは治水上の問題とか実需上の問題を考えながら、かつ、河川管理というのは上流・下流のトータルにわたるものですから、そういったものを踏まえて、るる御説明しつつ、これについても慎重にやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

【委員】 委員からお話があったように、河川の敷地は、さっきゾーニングというお話がありましたけれども、どう管理していくかというマスタープランがあるところとないところがある。こういうところへこういう施設を占用させたらどうかというのも、さっきから賛否両論あったということですね。その整理の仕方のルール化みたいなものが必要ですね。

例えば、多摩川が第1号でゾーニングをしました。昔、ゴルフ場があって、これを占用させるなという意見と、ここまで維持してきたのは我々の努力だという話もありました。あるいは、警察では警察犬の訓練所をつくりたい、公的な施設ではないかと。でも、住民からは、こんなに自然が豊かなところで何をするんだということがありました。ですから、個別の施設をどれがよい、どれが悪いと言っていて整理がつくのかどうか。河川敷にラジコンとかバイクの練習場もありますね。これも、全くだめだと言って、それでは都市の中で作りなさいと言った方がいいのか、せっかくだから河川の方で引き受けざるを得ないということにするのか、地域社会の合意の上でつくられたマスタープランがあるという手続が大事なのではないか。今のは任意のマスタープランですけども、これを法定化するとか、マスタープランをつくる過程をもう少し透明にして、地域との間でどういうふうにつくっていくのだという作業があわせて必要ではないかと思います。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 皆さんは高水敷は利用するためにあるとお考えになってこういうことになるのだらうと思うんですが、洪水のときの高水敷上の水の流れ方の研究は、私の専門分野なのです。そんなに簡単な流れ方をしないのです。すなわち、ふだん水の流れ方は河道の低いところだけを流れていますけれども、洪水になると、その平面的や横断形によって水の流れ方が全く違ってきます。そういったところに構造物を置くためには、考えなければならぬことがあります。置くことはこれからいろいろ検討すればいいのかもしれませんが、今まで治水課が一生懸命やって高水敷上に樹木する基準をつくったときには、こういった場所には樹木を植えてはいけないとか、相当厳しい規制をしてやってきました。私も植樹基準を決めるとき、いろいろ検討してきたんですけども、河川敷地占用許可準則の見直しをやるときには、本当に真剣に考えて、技術の基準は、本来、高水敷に水が流れたら、こういうところだったらどんな流れ方をするのだということを理解して、こんな場所だったら置いてもいいとか置いてはいけないとかいうことがなければ、そんなに簡単に置いていいということにはならないというのが私の基本的な意識です。

高水敷の上を洪水が流れたらどんなふうに流れるかということが、学問的にはようやくわかってきたんです。河道設計の技術にはまだそこまで取り込んでいないんです。

資料1、「現在の河川敷地占用許可制度の仕組み」の1 - 4ページに「治水上、利水上の基準」とありますが、その中の二についての疑問です。一、二、三とあるんですが、1番目は、流下能力ですから、洪水を流すためにどれだけの断面が必要かということです。2番目は、水が上がり過ぎると堤防からあふれて危険だから、水位については規制しなさいということです。3番目ですが、「堤防付近の流水の流速が従前と比べて」ということです。ですから、もちろん流速。それから、構造物を置いたら、洗掘とか、いろいろな問題が起こるんです。構造物の周りの流れが変化するためです。そういったことを、この時代には

流速ぐらいで言っていますが、壊れるときは流速だけではなくて掘れたりするわけです。そういったことがあるので、こういったところは修正する必要があると思うのです。

結論から申し上げますと、高水敷上の流れを河川管理者が技術的にまとめられるのか。まとめて、これだったらいけますよということのある程度技術的な基準のようなものを出していかないといけないというのが私の感じであります。以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

さん、どうぞ。

【委員】 ですけども、先ほど写真で御披露がありましたように、大変広い面積を活用させていただいております。感謝しております。

漠然と考えておりますことは 先生がおっしゃいましたようなことで、相当の面積を借りているので、これ以上云々ということはあまりないんですが、住民要望はたくさんあります。一昨年でしたか、「全国川サミット」という催しがありました。国土交通省の方は御存じだと思いますが、この説明は別として、私も江戸川流域のいろいろな団体の方々や川にかかわる方々と船に乗せていただきまして、ずっと見ていったんです。その中でも、いろいろな意見があるんですが、かなり反対の意見がいろいろありました。利用促進と、そうはいかんという反対意見もいろいろあります。これは専門家ではないものですから、お互いに言い合うだけでしたけれども、そういう中で一番感じるのは、治水ということが、私もよくわかりませんが、河川を管理する側として、この川はこういう治水上の制約が根本的にありますよということ流域住民の人がほとんどわかっていないということがあるのではないかと思います。

ですから、簡単なことを言えば、ここは昔は桜があったから植えてくれとか、あるいはこの河川敷に日影をつくってくれとか、トイレをもっとつくってくれとか、売店をつくってくれとか、そういうことがいろいろ出てきます。それを私たちが代弁しているいろいろなことを言うことはありますけれども、そういうことが簡単にできるものだ、昔あったじゃないかと。また、最近、河川敷に木を植えさせていただくようなことができてきたものですから、何ですかということも出てくる。たくさんではないんです。1本大きな木を植えさせてくださったり、そういうことが出てきているんですけども、この川についてはこういうことが絶対必要なのですよということがわかっていると、そこでまた議論ができるということではないかと思うのです。その点、PR不足とは言いませんけれども、そういう理解を求める努力が少し必要ではないかということを感じています。

それから、「全国川サミット」というのは、そんなに多くはないんですけども、全国の方が集まって、いろいろお話を聞いたりいたしましたけれども、都市河川と地方の河川とは役割が全く違うと思います。この河川の役割はこうだというのが、個性と同時にみんなあるような気がするんですが、そういったものが明確に一つ一つの河川にあって、その中で占用ということを考えていくような整理があってもいいのかなという気もするわけです。

私ども江戸川区の江戸川沿川には何百万人もの方が住んでいますから、そういう中で日常的にいろいろな施設を使わせていただくことは大変ありがたいし、現代的にはそうなんですけれども、時代によってもいろいろ変わるかもしれませんので、そういう河川の個性と役割が一本一本について明確に出てくると物が考えやすいのではないかと思います。こ

それは全国共通基準ですね。だから、そこが非常に難しいと思うんですけれども、そういうものと重ね合わせて考えていくような手法、そういうことがあるといいかなと思います。

感想のようなお話ですが、以上です。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

委員の手が先に挙がっておりまして、その後、委員をお願いします。

【委員】 川に関しては、人類が存在する前から川が流れていたわけで、そこに我々が割り込んでいくという初歩的な認識、基本的な認識を持たなければいけないと思うのです。

さんがおっしゃったように、全国の川がみんな同じということではなく、生まれも育ちも違う。その個性を無視することは、川にとっても我々共存する側にとっても、あってはならないことではないかという気がしているわけです。そこで、「河相」といいますか、川の顔、河相みたいなものを各川に対してきちんと把握した上で、この川はどういう河川計画にするのかというふうに、大方はなっているのでしょうけれども、それを住民段階にもわかるような、あるいは公聴会で話があったときに、そうなんだというふうに理解できるような説明の仕方がぜひとも必要だと思うのです。公共の物だからといって許可する、しかし、その河相にとっては甚だ迷惑かもしれない。この判断です。これをきちんととらえないといけない。だから、私は基本的には川の哲学みたいなものを先に検討することの方が大事ではないかと思います。

以上です。

【委員】 さんと さんのお話を引き継ぐような形ですが、 さんの鶴見川と同じく、私は多摩川をフィールドとしております。昭和 40 年の河川敷の開放計画の後、公共性を持った利用空間として使おうという基本的なコンセプトがあったわけですがけれども、住民・利用者、河川管理者の議論の中で、河川敷、高水敷の公園あるいはスポーツやレクリエーション施設にしても、これは本当に川らしい使い方をしているのかなど。単なる空き地を自治体の公園・緑地の目標水準を上げるためにつくったようなところもなきにしもあらずだと思うのですけれども、川らしい使い方ですね。これは川によっていろいろと議論があるかと思いますが、それから利用者によっても議論があるかと思いますが、この見直しの中で、川らしい使い方、川の持っている環境や文化的な背景をきちんと理解して、それがうまく活用できるような使い方をしていくような基本的な方針が出てきてほしいなという気がしております。

それから、整備計画、河川環境管理計画、多摩川では既にいろいろとできておりますけれども、今までの施設をこれから見直して行って、法律にのっかったような河川環境の整備・保全を含めて、そういう方向に変えていく中で、整備計画のゾーニングは、その枠からさらに改善をしていこうというニュアンスがなかなか出てこないで、くくられてしまうとそれで限界になってしまうような気もしているのです。これは見直しの中でやっていくべきだろうと思うのですが。

そこで、先ほども御意見がありましたけれども、空間利用の意思決定をみんなでやっていくような仕掛け・仕組みをつくってやっていくべきだろうと思います。整備計画の中では地域住民の意見を聞くという話があります。こういう大きな計画はもっともだろうと思えますけれども、我々にとってすぐ役に立つといいますが、利用、保全、そういうあたりの使い方をルールとか仕組みの中でつくっていくような、そういうものをこの中に盛り込

めるといいのではないかという感じがいたしております。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

【委員】 石川県の七尾市に流れております御祓川という二級河川ですが、川と周辺のまちづくりを一体的に進める（株）御祓川というところで川づくりとまちづくりを進めております。私どもの会社では、川の浄化の部分と周辺のまちづくりという意味で川沿いへの店舗の誘致、そしてコミュニティ再生という意味で川のNPOの事務局もやっています。

そうしたときに今回の占用許可ということを考えますと、今、私どもで占用させていただいているものが一つございまして、河川浄化の実験施設を占用許可していただいて、現在実験中です。このときは川をきれいにするためだということで公共性が高いというふうに認められたわけです。今回の基本方針も公共性の高いものを優先するという方針が出されております。ただ、では誰が公共性が高いというふうに認めるのかということが、分かりにくい。川それぞれの性格に応じたものであるとか、保全と開発の方針に応じたものであるとか、そういった物の決め方のルールが、それぞれの市町村においても自治体それぞれにおいてもなかなか見えていないという状況にあるのではないかと思います。ですから、グライダー練習場というのが果たして公共性が高いのかどうか、私はここでは判断がつかないのですけれども、利用される方々を含めた決め方をつくっていくところが、地方分権という視点でも意思決定の方法を決めていく上で必要なところではないかと思います。これは河川の占用許可に限ったことではなくて、まちづくり全体のフィールドにおいて今問われているのではないかと思います。

以上です。

【分科会長】 ほかにいかがですか。

【委員】 今回の諮問ですけれども、私は二つの問題で大きく違うことがあると思いますので、それは絶えず区別しながら議論をした方がいいと思います。

一つは、従来、河川の占用許可は、基本的には公共的な目的でしたが、それをかなり拡大してきたわけでありまして、今日の資料にもありますように、特に近年、かなり制度を変えてきた中では、運用実態等をきちんと把握した上で、それをどう評価するのかということ、河川局でかなり精力的に事例の収集等を含めて頑張っていたら、あるいは平成何年の改正によってこういう新しいやり方が生まれてきて、それはそれでよいことだとか、あるいは逆に問題が起きているのかどうか分かりませんが、そういうものについてきちんとやっておいて、占用許可準則の見直し云々という一つの議論があるべきだと思います。

もう一つは、公物を民間に開放するという一つの社会的な要請といえますが、そういう流れの中でどうするのかというのが今回の諮問の背景にあると思いますけれども、これは従来の河川の占用許可の考え方を基本的に変える部分ですから、先ほど事務局は慎重にという御説明がありましたが、結果が慎重であるかどうかではなくて、考え方をどうするかというところをきちんとやらなければならない。結果として出てきたものがごくわずかであっても、考え方が変わっている場合にはかなり大きく変更することになるんです。

そこら辺については、自治体のヒアリング等からどういうものが想定されるかというのが今日の資料の中でも幾つか出ているわけですが、それについても、基本は民間が一体いかなる場合に河川空間を使うということを社会的に許容していくか、あるいは河

川管理上どういうものについて問題がないと判断するか、そこがポイントではないかと私なりに思っております。

そこで、先ほど 委員からも御指摘がありまして、私も今そういう目で初めて占用許可基準をずっと読んでいたんですけども、条文といいますが、通知の中で、許可を決める審査の問題です。従来はあくまで公的なもの、基本的には自治体等から来るものについては河川管理者が判断するという審査のやり方でよかったと思うのですけれども、ある程度一定の考え方で民間に開放するようになった場合、その判断基準なり、プロセスなり、場合によってはその地域にとっては地域振興なり観光や地場のイベントなりでこういう使い方をしたいということが仮にあった場合に、それを許容するかどうかというものをどう判断でやるのか。あるいは、利用に伴う責任、ゴミ拾いから含めているいろいろな責任があると思うのですが、それをどうするかというのは、地域である程度責任を負っていただく。あるいは、こうしたいのだということがあって初めて、それをもって判断する。そのプロセスなりやり方を変えていかなければいけない。

従来は基本的に行政機関同士とか公的なもの同士のやり方でしたが、民間が入ってきます。何を言っているかといいますが、河川管理者が判断するときに、審査会や審議的なものを設置して意見を聞くなり、地域で責任を持った要請があったり、やれるという体制があるということを確認する何らかのプロセスは必要になってくるのではないかという感じがいたします。そうしますと、占用許可の考え方自体をかなり大きく変えることになると思います。許可の事例が年に一回あるかどうかではなくて、考え方の問題ではないか。

もう一つは、それと裏腹であります、責任を持ってやっていただいているかどうかということと関係あることとして、従来のような公的主体の場合はそれほど深刻な問題は多分起こらないと思いますけれども、今後は監督処分の実態が一体どうなっているのかということになります。河川ではありませんが、最近よくマスコミで報道されたものでは大阪のカラオケ屋台みたいな話があります。あるいはホームレスとか、いろいろ含めて、例えば本来予想したものと違ったものが生じた場合に占用許可を取り消すのかどうか。あるいは、裁判等も含めて、そこら辺の法律的なことになると私もよくわかりませんが、従来公的主体を前提としていた占用許可のいろいろなプロセスと、今後は、民間が入ってくる。これは時代の流れですから、ある程度踏み切らざるを得ないと思います。占用許可の実績があるかどうかではなくて、考え方も踏み切らなければならないと思うのですけれども、ではどうするのかというところを議論するというのが一つの大きな要素ではないかと思えますので、一応意見として申し上げたいと思います。

既に社会的に大変立派な活動をされているNPO法人も多いわけですので、そういう社会的存在があるという前提に立った上での議論をしなければならないだろう。ただし、民間であれNPOだということで、それがすべていいのかというのはまた別ですから、そこら辺をどう考えるのかということが今回のポイントの一つではないかと思っております。

もう一つは、今回、管理者や自治体のヒアリングである程度おわかりになると。事実そうだと思うのですが、一方では、こういう形で占用許可の考えを変えてくれれば、こういう形で地域、特に地方都市が活性化するか、中心商業地がいろいろ再生するのだということについては必ずしも自治体等のヒアリングではうまく出てこない可能性がありますので、委員のような活動されている方とか、商工会議所や青年会議所等、もう少し意見

とか実態については工夫された方がいいのではないかと。特に今回、オープンカフェ等を含めて、こういうものが積極的に認めようかということになった場合は、その実態とかニーズをもう少し把握しておくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、委員、委員、ここまででとめさせていただきます。

【委員】 でございますが、今のお話の役割の一端をさんと一緒に担うのかなと。先ほどお聞きして、まちづくりとか地域再生、都市再生ということからの見直しという面もあると思うのですけれども、そういう場合、まちづくりとか、その主体たるNPO等がいろいろなところで出てきていますけれども、今おっしゃったように多様な形がございますので、地域のまちづくりというものは一体どういう方向性で何をやっているのかということ、少し見定めた上で、住民の意見を聞くとかいうレベルではなくて、地域のまちづくりをどういうふうに進めていくのかということについて、川は何をするのだ、河川敷は何に貢献できるのだかということだと思っております。

先ほど先生がおっしゃったように、いろいろな川について実は住民は何も知らない。私たちの商店街は妙な商店街で、リサイクルをやり出したら地域のネットワークができて、全国のネットワークをつくりました。そのネットワークで何をしているかということ、このごろは震災対策を一生懸命やっております、商店街が全国のネットワークで地震を考える、こういうことをやっております。うちの商店会長は実は中央防災会議の専門委員になっているわけでございます。

私たちがそういうことをやり出すと、先ほど先生が御心配になった、こういう流れにはどうだとか地震のことなんかは何も知らなかったんですけれども、いろいろ勉強するようになりました。そうすると、実は専門家の方々が分断しているいろいろやっておられることが地域に全然おりにきていなくて、地域では、先生、そんなところで悩んでいないで、こっちへおいでよ、これでできるよと、こういう話がいっぱいできてきたんです。それで東大の先生もしょっちゅうここへ来て、あっちへ行くよりこっちの方が話が早いと、こういうことになるわけでございます。

ですから、先生のおっしゃった川のそういったことも、行政さんには多少行っているのかもわかりませんが、住民にはさっぱり来ていない。こういう使い方をしたら、こんなふうに水ができるから、こうなんだということをもっと直接住民と話し合う。そうすると、住民の方もそれほどばかではないので、うちの地域の江戸川区のここだけでやっているのではなくて、その上流はどうなるか、もっと上はどうなるかとか、もっと下はどうなるかとか、ではそれとネットワークしたら何ができるのだとか。

最近、NPOというのは、「よしよし、初やつだ」ということで、儲けもしないで社会的な活動をやるのかと。Non-Profit Organizationと言いますが、Non-Profit Organizationみたいなものは長続しないことは決まっていますよね。それで、儲けないのだったらそいつらを認めてやるなんて、資本主義の社会に生きておられる方々とはとても思えない。これはNew-Profit Organizationと言いまして、NPOはちゃんと儲けないといけないんです。だから、営業権も発生するし、それで契約もちゃんとする。その前提としては、先生のおっしゃるような勉強を地域の中でちゃんとする。こういう仕組みが多分要るのだろう

と思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】 川のそういう多様な利用が進めば進むほど、利用者に対する安全を守るというのは管理者の責務になっていく。これは当然のことだと思うのですが、川には顔があるわけですから、そういう意味では河川ごとの緊急時の情報伝達システムとか防災機関同士の連携のシステムを確立していかなければいけないだろう。

本来、河川敷というのは川の領分なんです。ですから、いざというときには川は元の姿へ戻りたがるのは当たり前のお話なのであります。だから、利用者はそういう環境認識を必ずしも持っていないのが現実だと思います。その結果、事故が起きたり災害が起きたりするということです。

皆さん御記憶だと思いますけれども、一つの例を申し上げますと、5年ぐらい前に丹沢の玄倉川でキャンプをしていた人たちが流されて、多くの死者が出ました。これは河川敷というよりは中州でしたが、あのときの状況を振り返ってみると、ちょうどこのときは熱帯低気圧がかなりの雨を降らせていた。朝の6時ごろに上流にあるダムが放水量を最大にするということを決めているんです。7時ごろに警察官があこの川のキャンプをやっているところを見回りに行ったときには、まだ水は膝ぐらまでしかなかったから、そのまま帰ってきてしまった。よくよく調べてみたら、上流のダムが放水量を最大にするということが警察にも消防にも流れていないんです。もし流れていたら、あの警察官は強制的にでも彼らを引きずり出したと思うのです。

そういうことを考えると、防災連携のシステムが欠けていたのではないかと。こういう例は日本のほかの河川の至る所でこれからも生じる可能性がありますし、川ごとに環境が異なるわけですから、そういった意味での防災システムの整備をまずしておくことが基本ではないかと思っております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

実は時間が押しておりますので、この件についての御意見はまだまだありそうですけれども、次回以降さらに本格的に議論をするということにしたいと思っております。事務局としましては、今日の意見も踏まえて資料を作成していただいて、次回に提出をしていただきたいと思います。

ここで休憩を5分ほどとりたいと思っておりますが、専門委員におかれては、占用許可準則の話が一応本日は終了いたしましたので、御退席いただいて結構かと存じます。ありがとうございました。

それでは、5分後から再開いたしたいと思っております。

〔休憩〕

(2) 阿武隈川等三水系に係る河川整備基本方針の策定について

【分科会長】 それでは再開させていただきます。

後半は知事さんの代理の方々に御出席いただきました。ありがとうございました。

後半の課題は「阿武隈川等三水系に係る河川整備基本方針の策定について」でございます。

本件は、15年9月29日付で大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同年の10月21日付で同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

これを受け、河川分科会としては、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置しました小委員会で御審議をいただきました。

そこで、小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長より御報告をお願いいたします。

【委員長】 それでは御報告させていただきます。資料6-1、6-2、6-3が答申の案でございますが、説明は資料5に基づいて行います。なお、説明の中では資料7-1、7-2、7-3をそれぞれ引用したいと思います。

まず、小委員会は、阿武隈川水系、番匠川水系、五ヶ瀬川水系の各河川整備基本方針を議論するため、昨年11月5日と11月28日の2回にわたり小委員会を開催いたしました。小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家及び地元の有識者の方も加わり、地元実情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。メンバー表は配付資料5の3ページでございます。

主な議論でございますが、総論として、河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川管理の目的に加わりましたが、これを受けて河川整備基本方針への環境関係の記述の一層の充実化・明確化を行う必要があるとの御意見がありました。これに対して事務局から、「河川整備基本方針本文中の「1、(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」において、治水、利水、環境の小見出しを設け、環境にかかる記載を明示するとともに、記述内容の充実を図る旨の提案がありました。

具体的には、資料7-1、「阿武隈川水系工事实施基本計画と阿武隈川水系河川整備基本方針(案)対比表」の1枚めくったところの目次を見ていただきますと、1の(2)の「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」のところに、従来は治水、利水、環境に関する基本的な方針を一括して記載していましたが、ここにア、イ、ウの小見出しを新たに設け、「ウ 河川環境の整備と保全」の項目が明示的になるように整理しました。

また、同じ資料の9ページの右側を見ていただきますと、「ウ 河川環境の整備と保全」のところに河川環境にかかわる基本的な方針が記載されていますが、動植物の生息地・生育地の保全、良好な景観の維持・形成などの項目ごとに記述を整理し、さらに次のページには、上流部、中流部など河川を社会的・自然的な特性から類型区分して環境の方針を記述するなど、河川環境に関する記述の充実を図りました。

また、河川整備基本方針の記述に当たっては、治水、利水、環境のバランスを十分考慮する必要があるのではないか、あるいは河川整備基本方針への個別・詳細な記述が個別具体の河川管理上の制約や誤解にかえて結びつかないよう基本的な方向性を記述すべきではないかとの御意見がありました。これに対しては、河川整備基本方針の記述内容のあり方に関する課題と認識しており、河川整備基本方針と河川整備計画との記述の書き分け、治水、利水、環境の記述のバランス、具体的な記述内容の方針などを考慮しながら、今後の各河川の河川整備基本方針の策定を通じてさらに一層の充実を図っていくよう、小委員会の場で議論していこうと考えております。

超過洪水への対応を整理しておく必要があるのではないかとの御意見がありました。こ

れに対して事務局から、計画規模の洪水への対応のための施設整備に加え、超過洪水発生時の被害軽減についても十分考慮する必要があるため、その旨を河川整備基本方針に従来より記述しているとの説明がございました。

具体的には、資料7-1、「阿武隈川水系工事实施基本計画と阿武隈川河川整備基本方針(案)対比表」の8ページの右側の13行目を見ていただくと、「さらに、整備途上での施設の能力以上の洪水や計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。」と記述しており、他の河川についても同様な記述を行っているところでございます。

基本高水を決定する際の「カバー率」の取り扱いを整理しておく必要があるのではないかと御意見がありました。これに対して事務局から、基本高水を設定する際に、計画対象降雨から地域的、時間的な異常降雨を棄却する手法を用いており、現在、計画を立案する場合に「カバー率」の考え方は用いていないとの説明がありました。

以上が総論ですが、次に水系ごとの審議について御説明します。

阿武隈川水系では、平成10年の洪水を受け、「平成の大改修」と称する治水対策が進められていますが、この連続築堤による下流への影響や遊水地整備による下流の効果など、上・中・下流の全体を見据えた河川管理を行っていくべきではないかと御意見がありました。また、盆地や狭窄部が連続しているという阿武隈川の特徴から、阿武隈川特有の洪水対策が必要なのではないかと御意見もありました。これらに対して、遊水機能の確保や狭窄部での地上げ方式等の阿武隈川特有の治水対策を河川整備基本方針本文に記述することとしました。

具体的には、資料7-1、「阿武隈川水系工事实施基本計画と阿武隈川河川整備基本方針(案)対比表」の8ページの右側を見ていただくと、「阿武隈溪谷など狭窄部及び狭窄部上流等で連続堤の整備によることが困難な地域にあっては、輪中堤や宅地嵩上げ等により効果的に洪水被害の軽減を図る。」などの記述を行っております。

なお、狭窄部区間で洪水流下することが予定されている区域の土地利用については、居住制限を積極的に行える方式について検討すべきだとの意見があり、長期的課題といたしました。

宮城県沖地震の発生確率が極めて高いことから、阿武隈川下流での堤防強化等の対策が急務ではないかと御意見がありました。これに対しては、先ほどと同じ資料の同じページの12行目を見ていただくと、「地震防災を図るための堤防強化等を実施する。」との記述のように、河川整備基本方針本文にその旨の記述を行うことといたしました。

次に番匠川水系でございますが、流域面積が464 km<sup>2</sup>と比較的小さく、河口から源流までが近いこと、上流の森林の大切さが地元でも認識されており、流域全体を見通した計画になるようにできないかと御意見がありました。これに対して、流域全体を見通した計画策定の必要性、地元での活発な森林保全活動などを河川整備基本方針本文に記述することといたしました。

具体的には、資料7-2、「番匠川水系工事实施基本計画と番匠川河川整備基本方針(案)対比表」の4ページ右側の6行目を見ていただくと、「数多くの住民団体が郷土の誇りである「清流番匠川」と、源流から河口に至る流域の豊かな自然環境を次世代に継承するため、河川愛護の啓発活動や河川利用の支援等様々な活動を展開している。」や、同じペー

ジの 12 行目の「流域の住民団体等が企画、運営する森林保全のための植樹祭や」云々等の地元の活発な住民活動に関する記述や、5 ページの 10 行目の「森林等の流域の状況」云々を考慮して河川の総合的な保全と利用を図る旨を記述しております。

次に五ヶ瀬川水系でございますが、大臣管理区間以外の区間の性格についても、環境の連続性などの観点もあり、記述を充実させるべきではないかとの御意見がありました。これに対しては、指定区間である支川の北川では、治水上、環境上の特性を踏まえた河川管理を行っていく必要があることから、水系一貫で策定する河川整備基本方針にその旨を記述することといたしました。

具体的には、資料 7 - 3、「五ヶ瀬川水系工事实施基本計画と五ヶ瀬川河川基本方針(案)対比表」の 6 ページの右側の 1 行目を見ていただくと、「支川北川においては、従来の遊水機能を維持する霞堤等の整備や土地利用の調整等の地域特性に応じた治水対策を関係機関と連携しながら推進する。」との治水対策の記述や、8 ページの 21 行目の「支川北川においては」云々等以下の記述により、支川北川の環境上の特性を踏まえた方針を指定区間も含めて記述しております。

以上のように議論を取りまとめまして、本日提案された 3 水系の河川整備基本方針の案を策定いたしました。よろしくお願ひ申します。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら、御発言をお願いいたします。

どなたからでも、どうぞ。知事さんの代理の方も御遠慮なく、どうぞ。

【委員】 でございます。本県の阿武隈川は、昭和 61 年、平成 10 年、14 年と大変大きな災害に見舞われたものですから、ぜひこの基本方針を決めていただき、整備計画をしっかりとつくっていただいて、治水対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今お話をお聞きしましたが、資料 7 - 1 のウ、「河川環境の整備と保全」のところでそういう記載をしていただきました。阿武隈川は福島県の中心部を流れておりまして、人口も非常に多いものですから、今まで水質も非常に悪かった。ところが、だんだんよくなってきております。それから、東北の河川は一様ですけれども、周辺にはまだまだ貴重な自然環境が残っております。したがって、これらの自然環境をしっかりと保全していきたいと思ひますので、この辺につきましてもこのように記載していただいてありがたい話ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 福島県の補足で発言したいと思ひます。

去年、福島県で治水大会があったのです。阿武隈川の氾濫について、先生がいらっしゃらないので大御所がない治水大会になったのですけれども、そのときいろいろな市町村の首長さんが自分のところの治水はどうなっているかという御発表をいただきました。郡山の市長さんがハザードマップを一回つくられたんですが、住民のこんなハザードマップは使えないのではないかという猛反対を食って、平成の大改修ではなく、平成の大ハザードマップづくり方ということで、もう一回、行政がつくり直したんです。私、これ

は高く評価していいと思うんです。一回つくったハザードマップを、住民からの意見があったとはいっても、すぐつくり直す、またそれをきちんと受けとめるという姿勢がこれまではそうなかったのではないかしらと思うのです。それをやられたことは福島県の功績の一つに数えてあげてもいいかなと。ソフトな面の改修も必要ではないかなと思います。

【分科会長】 お褒めのお言葉がありましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

【委員】 専門的なことで必ずしもよくわかっているわけではないのですけれども、流量確率評価で計画規模 100 分の 1 というのがそれぞれ出ています。その場合の予測流量は、幅が狭い場合はいいのかなと思うのですけれども、番匠川の場合は 3400 ~ 6200 というすごい幅で、一応 3600 で示されているわけですね。これは、例えば 3600 といったときに、100 分の 1 ですよということも同時に一般に公表されるんですか。

これは、ちょっとわけのわかってきている市民がものすごく混乱して大騒ぎになることなんです。100 分の 1 と言うのか、あるいはそういう検討をした結果 3600 なんだと。3600 でやるのだと思うのですけれども、確率の表現はどのように処理されていくのか。一般に情報を出すときにどうされるのか。ややこし過ぎたら、今でなくても結構ですが。

【事務局】 今おっしゃっているのは、3600 がここに書いてあるということですか。

【委員】 予測の仕方によって、これは振れるわけですね。

【事務局】 今回の資料では、参考資料 5 - 2 の 8 ページを今ごらんになっているわけですね。

【委員】 はい。

【事務局】 これは、確率の手法が非常にたくさんあるものですから、それぞれについてやってみているということで、どれが正しいというわけではないのですけれども、ある程度妥当な手法の中で、過去の実績の洪水等を見て、例えば番匠川は  $3600 \text{ m}^3 / \text{s}$  と決められているものが、ちょうどおかしな範囲に入っていないなという使い方をしております。ですから、流量の方がほかの幾つかの手法でやりましてもこの中に入っているの、確率という格好で見ても妥当ではないかという使い方をしておりますので、こちらから一義的に来ているわけではございません。よろしいでしょうか。

【委員】 公表して市民に出すときに、これは 100 分の 1 の推定値なのと言うのか、ただ 3600 と言うのか。3600 と言うのだと思うのですけれども、鶴見川なんかでも 150 分の 1 とか言い出すと大混乱するんです。すごく勉強している市民の方たちがいて、一般的にこういう数字が出ている場合にどういうふうに説明なさるのか。

幅が狭い場合はどうということもないと思うのですけれども、形式的に 3400 ~ 6200 と随分広いですから、何で安全をとって 6200 にしないのだと言われなかなという心配です。そういうときはどういうふうにおっしゃるのでしょうかということです。

【事務局】 判断としては、実際に起きた洪水とか、それから中にも出てくるんですが、山地部が飽和状態になったときにどうかといったことを検討しておりますが、そういう中で、100 分の 1 としても  $3600 \text{ m}^3 / \text{s}$  が大体妥当だろうという判断を導いてきています。結果、外にどう言っているかといいますと、100 分の 1 のものとして  $3600 \text{ m}^3 / \text{s}$  という流量は、ここに 10 個ぐらい書いてある中のどれかの手法だけをとってそうしているということではなくて、全体的に見て、 $3600 \text{ m}^3 / \text{s}$  が 100 分の 1 で妥当だろうというような見方をしている。外にはそういうことです。

それから、手法としてはたくさんございますので、そういうものを隠しておくのではなくて、そういうことでやった場合はこういうことですが、ほかの方法でやっても大体似たようなところですよという言い方をさせていただいております。

【分科会長】 先生、特にございますか。

【委員】 余計なことなので時間があればと思いますが、たまたまハザードマップの話が出ましたので。

実は先週、例のワールドウォーターフォーラムの第3回目のフォローアップとして、ユネスコで Water Hazard & Risk Management というセンターを土木研究所につくるという最初の立ち上げのシンポジウムがあったんです。そこで郡山のハザードマップの紹介があって、海外の人もびっくりしたと。そういうものは保険会社あたりが持っているわけだけども、一般に公表しているところは世界的にも珍しいんです。たまたまそういう話が出たので、全然審議とは関係がないのですが、そういうことをちゃんとやっているのは世界的にも誇れることだということをおっしゃっていただきます。

【分科会長】 ありがとうございました。

先生、何かございますか。

【委員】 結構です。さっきのカバー率とか引き延ばしは小委員会のところで少しやらせていただきました。

【分科会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】 これは審議と関係がないのですけれども、今の郡山のハザードマップが本当に評価されたのは、98年の大水害のときに、ハザードマップをちゃんと理解して持っていた人は、アンケート調査をやったら1時間早く避難しているんですよ。そういうすばらしい効果があったということで、ハザードマップというのは防災の出発点だと思っています。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、大体御発言も終わったようですので、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいま御審議をいただきました「阿武隈川等3水系に係る河川整備基本方針の策定」につきましては、当分科会として「適当と認める」ということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございました。

なお、社会資本整備会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、本会の会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては本会の会長の御承認を得て審議会の議決といたしたいと思いますが、

御多忙の中、臨時委員として御出席いただきました各県知事の方々におかれましては、各水系の河川整備基本方針の審議も終了いたしましたので、この後の議事につきましては御退席いただいても結構かと存じます。もちろんいらっしゃっても結構です。

### (3) 河川整備基本方針策定予定河川の概要について

【分科会長】 引き続きまして、今後審議予定の一級水系に係る河川整備基本方針について御紹介があるとのことですので、事務局から説明をお願いしますが、時間が大分予定を超えておりますので、できるだけ簡潔にお願いできればと思います。よろしくどうぞ。

【事務局】 石狩川水系、安倍川水系、芦田川水系及び遠賀川水系の4水系につきましての概要と、こういった点が課題かということを中心に簡単に御紹介させていただきたいと思いません。ただ、大変恐縮ですが、前回からよくわかるようにということで動画的なものを用意しております、これが時間的には固定になっております。大変申しわけないのですが、なるべく手際よくとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今までありましたものに加えて今度は4水系をお願いする予定です。一つは石狩川でございます。石狩川につきましては、御案内のとおり、北海道の中心部を流れており、北海道の非常に広い面積、北海道全体の6分の1を占めております。人口の2分の1がこの流域の中にありまして、今、幾つか見えておりますような支川が流入しております。支川一つ一つでも立派な一級水系になるぐらい、物によりましては2,000を超えるぐらいの支川を持っております。

石狩川は、有名でございます三日月湖がありますように、明治時代の地図を見るとたくさん蛇行が生じております。ちょっと見づらいのですが、黄色のところは泥炭地でございます、うまく腐食しないで残ったままの軟弱な地盤が続いております。それから、そういう蛇行のせいで、明治30年の浸水では水色のようなほとんどのところが水に浸っております。

これは、六戸島というところで行っているものでございますが、捷水路といいまして、川をショートカットし、その分で川の水位を下げたことで周りの浸水を防ぐという方法をとっております。土地利用は、黄色いところが農地ですが、赤いところは市街地です。従前はほとんどが湿地帯でございましたものが、このようになっております。

流域人口の推移は、石狩川の整備とともにこのあたりの人口が増えてきております。

近年では昭和56年に非常に大きな氾濫がございまして、水色のところが浸水地域でございます。

上流からごらんいただきたいと思ひますが、一番上流は大雪山系に源を發してあります。一番上流には大雪ダムがございまして、これが流域全体の治水や利水の大きな役割を果たしております。その下流には、御存じの方もおられると思ひますが、層雲峡という渓谷の景勝地が続きます、さらに下流へ行きますと上川盆地の方に入っていきます。上川盆地は旭川が大きな市街地として存在してございます。

このところで幾つかの支川が合流していますが、牛朱別川が市街地を流れる川ですので、横に分水路を掘りまして、旭川の市街地の水害対策をやっているものがございます。

昭和45年の水害のときにあふれたところがブルーのエリアでございまして。

上川盆地を下がりますと、基準点の伊納がございまして、ここから少し狭窄部へ入ってきます。このあたりは神居古潭と言ひまして、神の里と言ひますか、聖地として有名な場所でございます。

この渓谷を過ぎますと、石狩平野に入ってきます。同じような風景が延々と続きますが、所々に大きな町がございまして。川は蛇行しながら、過去の蛇行した跡も見られるかと思ひ

ます。

右側の方に雨竜川という非常に大きな支川が入っておりますが、一番上は朱鞠内湖という人工の湖としては日本で一番大きな湖がございます。

昭和 63 年の水害の状況ですが、合流点のところはこのような水の浸り方をしております。石狩川全体で法線の勾配が非常に緩くございますので、至る所で水が吐けないといいますが、川の方へ流れていかない分だけあふれる。そのために、最近でも、雨竜川の捷水路、ショートカットをすることで水位を下げる水害対策が一つの重要な手法としてとられてきております。

さらに下がりますと、滝川市のところで空知川が合流してまいります。

空知川の上流には、滝里ダム、金山ダムがございます。これもやはり多目的ダムで、洪水対策と水の利用のためにつくられております。

下の方へ行きますと、砂川遊水地がございます。平地の遊水地、ダムですが、過去は三日月湖になっておりましたような旧川跡を利用してつくった遊水地でございます。河口の三日月湖の残りが見えるかと思えます。

これは三日月湖ではございませんが、あたりは低平地ですから、こういう沼もございまして、渡り鳥の名所にもなっています。

今見えますブルーは、昭和 56 年に石狩川が非常に大きな氾濫をして、このあたりのたくさん地域が水に浸っております。

さらに下流です。このあたりは堤防から越水をいたしまして、これは堤防が切れた後の写真です。最初は上からあふれ出して、それが堤防が壊れるまでに至るということで、堤防が破堤して大きな水害を生じております。

さらに下流へ行きますと、江別ですが、そのあたりから千歳川が合流しております。千歳川は石狩本川と一緒に非常にゆったりとした川です。もともと左側の太平洋とつながっていたものが、火山の噴火で遮られ、今は石狩川、北の方に流れているということで、56 年のときも水が全然吐けないで周り全体が浸るような、水害対策としては非常に苦労をしている川でございます。

さらに下りますと、途中で左支川の豊平川がございます。これは札幌の町の真ん中を流れているのですが、先ほどの千歳川と違ひまして非常に勾配のきつい川でございます。一番上流の方に豊平峡ダムと定山溪ダムがありまして、札幌市民の水道、それから豊平川、石狩川の水害対策の機能を果たしてございます。三角波です。非常に急勾配ですので、普通の洪水で見るとよりも非常に強いエネルギーで、波、周りも削っていくようなものが見られております。

これは豊平川を上流に上がっております。

これは札幌市の真ん中ですので、札幌駅や大通公園も近くでございます。周りは急峻な土地でございますので、湧水もございますが、きれいな湧き水が出るあたりにサケの自然の産卵床が広がっていたりしている川でございます。

また、当然のことながら、大都市の中の憩いの空間ということで、さまざまな利用がされております。

今度は下流に向かっておりますが、昔の川の跡、蛇行したものが幾つか見えるかと思えます。56 年のときもそのあたりの低湿地を中心に市街地も含めて浸水しておりますので、

途中から海の方へ直接放水する放水路が最近建設されたところでございます。

これは全体が石狩川でございます。

次に安部川でございます。静岡県の静岡市でございます。画像がちょっと乱れていて申しわけございません。

非常に急峻な川でございます。宝永地震のときに、最上流の大谷のところが大谷崩れということで崩れ始めまして、相当な量の土砂が河川に供給されております。

このようなことで、昔から直轄の砂防事業が入ってまして、幾つかの砂防堰堤がつくられたり、土砂をとめる作業がなされております。

これは平成 14 年の洪水です。

非常に大きな災害は、ちょっと古いのですが、このあたりでは大正 3 年が大きいわけでございます。あふれるものも山の近くの少し広がったところを土砂がそのまま打ち破っていくようなタイプの洪水でございます。先ほどの石狩川のようにドボンと浸るというよりは、周りをえぐっていくような洪水が川の周辺の平地を含めて下へ続いているというのが大正のときの氾濫の状況でございます。

左側が静岡市の中心、駿府城です。昔は、今、赤線で出ましたように、霞堤が設けられております。

これは過去の土砂災害のときは、今のようにえぐられる形ですので、水防活動。

それから、土砂の供給が多いので、河川敷の上ぐらいいまで土砂がたまって河床の上昇が起きております。また、川の中の中ノ島みたいなところには今のような緑の場がありまして、いろいろな野鳥の空間にもなっております。

このあたりは東海道新幹線、国道 1 号、東名高速道路といった交通の要所でもございますので、静岡市街地の氾濫防止とあわせ、東西の重要交通網の防災という役目も果たしております。

河口も大分しまった形になっておりますが、洪水時にはそこがフラッシュされて広がっております。

海岸が出ましたが、土砂の供給が周りの海岸を浸食しています。すごく供給されております。

早送りになっていて申しわけありませんが、土砂の採取をやり過ぎると河床の低下があるわけですが、近年はずっと土砂の採取規制をしております関係で、先ほど出ました海岸の方も回復しております。

あわただしくて恐縮ですが、次に広島県芦田川でございます。これは福山市へ流れ込んでいる川でございます。瀬戸内は非常に降雨量が少ないということで、昔から水がないといいますが、水をどう加工するかということに苦労してきた川でございます。それから、中国地方は全体的に平たいものですから、上流の方まで市街地が広がって、水質の汚濁の問題もございます。上流には三川ダムというかんがい用のダムが古くからつくられておまして、これが下流の農地の水になっている。

その後、渓谷を下がっていきますと、八田原ダムがございます。これは多目的ダム、洪水と水道等の利用のためのダムでございます。

この後、また渓谷が続きますと、河佐峡という地域では有名なきれいな渓谷がございます。

また、小さな盆地を含めて、途中には府中市がございます。その府中市の下には目崎地区という狭窄部がございます、ここが洪水対策上は非常に大きなネックになっております。ここで当然あふれますし、ここが流れないことで全体的に洪水が流れにくくなっている場所でございます。

ここから府中市を下りまして、高屋川がございます。これも福山あたりですが、上流に市街地がたくさんあるということで水質が問題ではあるのですが、特に高屋川という芦田川の左支川の水が汚水の問題の大きな原因になっております。合流点近くに河川浄化施設を設けて、高屋川の水を浄化して下流へ放流するものができてから少しよくなっているのですが、こういうふうに水が少なくて周りに市街地がたくさんある川ですので、非常に大きな問題として水質の問題があります。

このあたりからずっと福山市で、一番下には芦田川河口堰がございます、福山市あたりの全体の洪水の流れをよくするために、川を掘って、その分、塩水の遡上をとめるために河口堰がつくられております。従前は周りの導水その他もありましたが、この堰をつくりました結果、今はきちんとした管理でそういった問題は全部なくなっている状況でございます。

最後になります、遠賀川です。遠賀川は九州の北部を南から北へ流れます。パッと見ていただくとわかりますように、市街地や土地利用が流域の相当な部分に広がっております。筑豊炭田地帯の直方や飯塚のあたりを貫流する川でございます。遠賀川と彦山川という大きな支川が流れております。

いろいろな土地利用がされておりますので、一つの課題は横断工作物、水を取る堰とか橋といったものがネックになっておりまして、それを順次改築していくということで相当大変ななっています。

13 年が黄色ですが、今年度も 7 月には遠賀川の飯塚市あたりで非常に大きな氾濫が生じております。ここは、内水といいますが、本川に水が吐けなくて浸っておりますが、従前の内水というよりは程度が大変といいますが、床上浸水がたくさん発生するような内水帯が発生しておりますので、この対策も急務になっております。

先ほど来申し上げましたような横断工作物が非常にたくさんある形で下流の方へ流れていっております。直方で合流をいたしまして、さらに下流部では犬鳴川と合流してございます。

昭和 28 年にこのあたりで破堤をしまして大きな浸水がありました。九州全体で広域的に水害が発生したのが 28 年ですが、遠賀川でも非常に大きな水害になっております。また、中ノ島という川の中の緑のゾーンがございます、見えますようにネズミの貴重種がいたりしております。

だんだん下流へ行きますと北九州の方へ入ってまいります。

こちらも過去は水の利用に大変苦労してきたところがございますので、芦田川と同じように一番下流の河口堰がございます。川の疎通能力といいますが、洪水が安全に流れますように川を広げるのと一緒に、水利用のために河口堰ができております。

以上、非常に駆け足で大変申しわけございませんが、この 4 水系につきまして、これから御審議をお願いしようとしております。

それから、一番最初の表にございましたように、本日お決めいただきました 3 水系をあ

わせまして、これまで 23 水系の河川整備方針ができております。先ほど 委員長からもお話がございましたように、河川整備方針のあり方みたいなものを含めて小委員会の方で御議論をお願いしているところでございます。今後の予定として、今の 4 水系を含め 19 水系ぐらいをここしばらくの対象といたしまして、利根川、信濃川等を含めてお願いをしたいと思っております。

一つだけ変わった状況として、北海道の沙流川がございます。今申し上げましたほとんどの川は今まで整備方針がなくて新しくつくるのですが、沙流川につきましては平成 11 年に一度つくってしまっていて、現在の整備方針の目標では流量 5400 m<sup>3</sup> ございましたけれども、昨年 8 月の洪水で、詳細な検討で数字を調べておりますが、これを超える約 6400 m<sup>3</sup> ぐらいの洪水が発生しているようでございますので、最近策定したものではございますが、早急に沙流川の整備方針の改定もお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

御紹介のありました 4 水系の基本方針につきましては、例によって小委員会の場で審議していくこととしたいと思います。

なお、各河川の河川整備基本方針の策定の審議を通じて、いわば共通のと申しますか、基本方針の記述方法についてもあわせて御検討をいただく旨、先ほど 委員長から御報告がございましたが、その結果につきましては必要に応じ本分科会へ御報告いただくよう、お願いいたします。

最後に、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者・氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

本日の議題は以上でございます。

これをもちまして河川分科会を終了させていただきます。時間超過で申しわけありませんでした。ありがとうございました。

### 3 閉 会